川崎重工グループ人権方針

1. 人権尊重に対する基本的な考え方

川崎重工グループ(以下「当社グループ」)は、グループミッション「世界の人々の豊かな生活と地球環境の未来に貢献する"Global Kawasaki"」を実現すべく、地球環境との調和を図りながら、豊かで美しい未来社会の形成に向けて新たな価値を創造します。また、グループミッションを実現するためには全てのステークホルダーの人権が十分に尊重されること、当社グループの従業員が高い倫理基準に基づいて行動することが不可欠であると認識しており、多様性、機会均等、強制労働、児童労働、差別、ハラスメント、結社の自由や団体交渉権、労働安全衛生などの人権に関する重要な分野に積極的に取り組みます。

2. 人権尊重に関連した法令や規範の遵守

当社グループは事業活動を行う国や地域の人権に関する法令・規則を遵守します。国や地域の法令が本方針と矛盾する状況が発生した場合には本方針をガイドラインとして、事例ごとに対応を検討します。

当社グループは全ての人々の基本的人権について規定した「国際人権章典」(世界人権宣言と国際人権規約)や、労働における基本的権利を規定した国際労働機関(ILO)の「労働における基本原則および権利に関する宣言」などの人権に関わる国際規範を支持し尊重します。また国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、当社グループの事業活動において影響を受けるステークホルダーの人権を尊重する責任を果たします。

3. 位置づけと適用範囲

本方針は「カワサキグループ・ミッションステートメント」および「川崎重工グループ行動規範」を補完し、当社グループの人権尊重の取り組みについての約束を示すものであり、川崎重工の取締役会の承認を得て決定したものです。本方針は、当社グループの全ての役員および従業員、契約社員、派遣従業員(以下「役員・従業員」)に対して適用されます。

また、当社グループは本方針をお取引先においても実践することが重要であると認識しています。 本方針および「CSR 調達ガイドライン」を通じて、お取引先、請負業者、代理店などのビジネス パートナーにも、本方針の尊重と遵守を要請していきます。

4. 人権に対する責任と管理

人権に関しては川崎重工業株式会社の CSR 担当役員が監督責任を有しており、CSR 部が 人権の責任部署となっています。

当社グループは国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に、方針によるコミットメント、人権デューデリジェンスの実施、結果への対応など、人権マネジメントにおける包括的アプローチが示されていると認識しており、本原則に基づき事業活動について人権評価を実施しています。また、当社グループの事業活動やサプライヤーで発見されたリスクについて認識し、優先順位付けを行い、対応を決定していきます。

5. 教育

当社グループは役員・従業員に対し適切な教育を行い、人権への負の影響の予防に努めます。

6. 対話

当社グループは関連するステークホルダーと対話や協議を行い、人権における潜在的および実際の影響に対して対応を行います。

7. 是正

当社グループが人権に対する負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合、適切な手続きを通じて是正に取り組みます。

8. 情報開示

当社グループの人権尊重の取り組みについては、ウェブサイトや報告書等で継続的に報告します。

以上